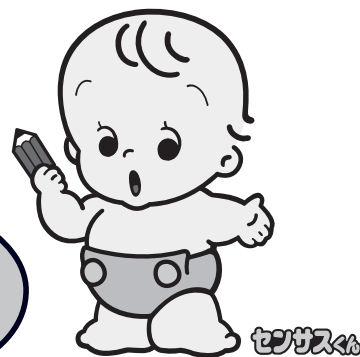


令和7年国勢調査 調査票の記入のしかた



！ 国勢調査は 国の最も重要な統計調査です

国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。

！ 国勢調査は 統計法という 法律に基づいて実施します

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。

統計法には、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

！ 調査票の記入内容は 統計法に基づき厳重に保護されます

国勢調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、個人情報保護するための守秘義務が課せられています。

調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、完全に溶かします。

誰について書けばよいの？

調査の場所・ 世帯の決め方

あなたの世帯にふだん住んでいる人を
もれなく回答してください

2・3
ページ

この項目はどう書けばよいの？

調査票の記入例・ 記入のしかた

第1面（オモテ側）：6～8ページ
第2面（ウラ側）：8～9ページ

4～9
ページ

事業と仕事はどう書けばよいの？

事業と仕事の記入の しかた・書き方の例

調査票15欄・16欄を記入する際に
参照してください

10～15
ページ

調査についてのお問合せは
国勢調査コンタクトセンター

設置期間 11月7日(金)まで



チャット自動応答で
お答えします
【土日・祝日含む 24時間対応】



【電話によるお問合せ】 Inquiries about the 2025 Census
关于调查的联系方式 조사에 관한 문의



0570-02-5901

IP電話の場合：03-6628-2258

受付時間：午前9時から午後9時まで（土日・祝日も利用できます）

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれの場合も所定の料金となります。

- インターネットで回答いただいた世帯は、紙の調査票の提出は不要です。紙の調査票には何も記入せず、他に使われないように、廃棄してください。
- 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないかをもう一度確認してください。
- 調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のため市区町村からおたずねすることがあります。



総務省統計局・都道府県・市区町村

Ministry of Internal Affairs and Communications, Government of Japan

調査の場所

調査票には あなたの世帯に
ふだん住んでいる人 を記入してください

ふだん住んでいる人 とは

住民票などの届出に関係なく **令和7年10月1日(水)現在** あなたの世帯に

◆ **すでに3か月以上住んでいる人**

◆ **まだ3か月にならないが 3か月以上にわたって住むことになっている人**

※ 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も記入してください。



次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。

※ 家族の中に次の人たちがいる場合は、記入にあたって注意してください。

事 例

調査する場所(調査票を記入いただくところ)

自宅を不在にする期間が

- 旅行、出張、出かせぎなどで一時的に不在の人



3か月未満のとき…………… 自 宅
3か月以上にわたるとき… 旅行先、出張先、出かせぎ先など

- 単身赴任や通学・就職などで、3か月以上家族から離れて生活している人



単身赴任先や下宿先など、離れて生活している場所

- 学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋などから通学している学生・生徒



その学生寮・寄宿舎、下宿屋

- 病院・療養所などに入院している人



入院してから

すでに3か月以上の人…………… 入院先
3か月にならない人…………… 自 宅

- 社会福祉施設(老人ホームなど)に入所している人



入所している期間が

すでに3か月以上経過している人…………… 入所先
3か月に満たない人で、
3か月以上入所することになっている人… 入所先
3か月以上入所しない人…………… 自 宅

- 船に乗り組んでいる人



自 宅

- 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者



その営舎又は艦船

- 刑務所・拘置所に収容されている人のうち、刑の決まっている人



収容されているところ

- 少年院に収容されている人

- 3か月以上にわたって住んでいるところも住むことになっているところもない人



現在いる場所

- 2か所に住居をもっている人



ふだん寝泊まりする日数の多い住居



Q&A

《問》 アパートを借りて住んでいる学生で、10月1日に帰省している人はどこで調査するのですか？

(答) 帰省する期間が3か月未満の場合 → 住んでいるアパート
帰省する期間が3か月以上の場合 → 帰省先

※ 帰省先で調査し、アパートに帰宅した際に調査票が配布されていた場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。

※ 学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間にかかわらず学生寮・寄宿舎で調査します。

世帯とは

- ◆ 一般の家庭のように 住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- ◆ 一人で 1 戸をかまえている人は 一人で一つの世帯

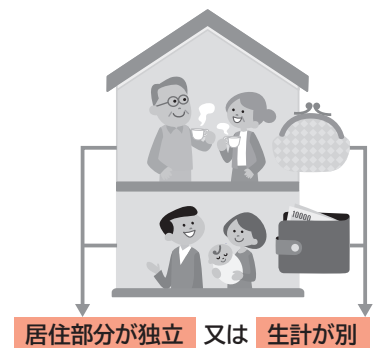


親夫婦と子夫婦が同じ建物に住んでいても、次のいずれかにあてはまる場合には、別の世帯とします。世帯ごとに、別の調査票に記入してください。

- 親夫婦と子夫婦とで **生計を別にしている**
- 親夫婦と子夫婦とで **居住部分が独立している**

「居住部分が独立している」とは、具体的には、次の①、②の両方にあてはまる場合をいいます。

- ① 親夫婦と子夫婦の居住部分が完全に仕切られていること
- ② それぞれの居住部分に専用の出入口・炊事用流し（台所）・トイレがあること
(共用でも、他方の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。)



次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

事 例

世帯の決め方

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| ● 間借り・下宿をしている人
(ルームシェア・シェアハウスを含む) | ➡ | 単身者 …………… それぞれ一人ずつの世帯
兄弟など 家族が一緒 …………… 家族ごとに一つの世帯 |
| ● 住み込みで働いている単身者 | ➡ | 雇主の家に同居 …………… 雇主の世帯に含めます
雇主と別の建物に居住 …………… 雇主とは別の世帯 |
| ● 会社や官公庁などの独身寮・寄宿舍
に住んでいる単身者 | ➡ | それぞれ一人ずつの世帯 |

※ 世帯が別になる場合などで、追加の調査票が必要なときは、お住まいの市区町村にご連絡ください。

調査票の記入例

調査票の記入にあたってのお願い

- 調査票は、黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
また、消しゴムの消しクズはきれいに取り除いてください。
- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、水などでぬらしたりしないでください。

マークの記入例

○ を ● のように塗りつぶしてください。

数字の記入例

数字は右づめに
はねない
たて線1本
すきまをあける
とじる
角をつける

この記入例を参考にして、枠からはみ出さないように、右づめで書いてください。

電話番号の記入をお願いします

電話
番号 00 - 1234 - 5678
(わからないことがあった場合 問合せに利用いたします)

第1面

6・7ページを参照

8ページを参照

世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯の種類 一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む) ☐ 学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒 ☐ 病院・療養所 の入院者 ☐ 老人ホーム等 の社会施設 の入所者 ☐ その他 ☐		2 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください 総数 4 人 男 2 人 女 2 人	
3 住居の種類 持ち家 ☐ 民営の 賃貸住宅 ☐ 都道府県・ 市区町村営 の賃貸住宅 ☐ 都市再生機構 (UR)・公社等 の賃貸住宅 ☐ 給与住宅 (社宅・公務 員住宅など) ☐ 住宅に 間借り ☐ 会社等の 独身寮・ 寄宿舎 ☐ その他 ☐		4 住宅の建て方 一戸建 ☐ 共同住宅 (アパート・マンションなど) ☒ 建物全体 の階数 5 階 住んでいる 階数 2 階 長屋建 (テラスハウスを含む) ☐ その他 ☐	

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)

5 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください	1	統計 秋代	男 ☐ 女 ☒
	2	統計 太郎	男 ☒ 女 ☐
	3	統計 花子	男 ☐ 女 ☒
	4	統計 大介	男 ☒ 女 ☐
	6 世帯主との続柄 ・世帯主の配偶者(妻又は夫)の 祖父・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父・兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の 配偶者は兄弟姉妹に含めます		
	7 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入した うえで年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は 西暦年 の4桁を書いてください		
	8 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください		
	9 国籍 ・国籍を記入し 外国の場合は 国名も書いてください		
	10 現在の場所に 住んでいる期間 ・生まれてから引き続き現在の場所 に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください		
	11 5年前(令和2年10月1日) にはどこに住んでいましたか ・令和2年10月1日より後に生まれた 人については 出生後にふだん住ん でいた場所を記入してください ・5年前に 同じ市内の他の区 に住んでいた場合は他の区・ 市町村に記入してください ・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も 書いてください (東京都区部と政令指定 都市の場合は区名まで)		

12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか

・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます

・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます

・幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください

1

主に仕事 ☒ 13欄へ

家事などのほか仕事 ☐ 13欄へ

通学のかたわら仕事 ☐ 13欄へ

少しも仕事をしなかった人 ☐ 13欄へ

仕事でいた ☒ 13欄へ

仕事を探していた ☐ 記入あり

家事 ☐ 13欄へ

通学 ☐ 13欄へ

その他の他 ☐ 記入あり

2

主に仕事 ☒ 13欄へ

家事などのほか仕事 ☐ 13欄へ

通学のかたわら仕事 ☐ 13欄へ

少しも仕事をしなかった人 ☐ 13欄へ

仕事でいた ☐ 13欄へ

仕事を探していた ☐ 記入あり

家事 ☐ 13欄へ

通学 ☐ 13欄へ

その他の他 ☐ 記入あり

3

主に仕事 ☐ 13欄へ

家事などのほか仕事 ☐ 13欄へ

通学のかたわら仕事 ☐ 13欄へ

少しも仕事をしなかった人 ☐ 13欄へ

仕事でいた ☐ 13欄へ

仕事を探していた ☐ 記入あり

家事 ☐ 13欄へ

通学 ☐ 13欄へ

その他の他 ☐ 記入あり

4

主に仕事 ☐ 13欄へ

家事などのほか仕事 ☐ 13欄へ

通学のかたわら仕事 ☐ 13欄へ

少しも仕事をしなかった人 ☐ 13欄へ

仕事でいた ☐ 13欄へ

仕事を探していた ☐ 記入あり

家事 ☐ 13欄へ

通学 ☐ 13欄へ

その他の他 ☐ 記入あり

13 従業地又は通学地

・仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について記入してください

・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は 他の区・市町村に記入してください

・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください
(東京都区部と政令指定都市)の場合は区名まで

12欄で仕事を休んでいたに記入した人は13～16欄にその休んでいた仕事について記入してください

自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村

(通勤・通学の場所)を左づめで記入

東京都 神奈川県 横浜市 港南区

14 勤めか 自営かの別

・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます

・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます

・自営業主とは 個人で事業を経営している人（農家などを含む）や自由業の人をいいます

12欄で通学に記入した人は14～16欄には記入の必要はありません

雇われていてる人

正規の職員・従業員 ☐ 労働者派遣事業所の派遣社員 ☐ パート・アルバイト・その他 ☐

会社などの役員 ☐

自営業主

雇人あり ☐ 雇人なし ☐

家族従業者 ☐ 家庭内の賃仕事(内職) ☐

15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容

・仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで）

・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください

・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください

15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10～15ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください

勤め先・業主などの名称

美容院 自動車 (株)JET

ネット損保 家電 横浜店

美容院 損害保険業 家電の小売

美容師 情報システム 伝票入力

設計

16 本人の仕事の内容

・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください

15、16欄は10～15ページの「事業と仕事の記入のしかた・書き方の例」を参考にして書いてください

1 世帯の種類

- 一般世帯
(一人世帯 会社等の
独身寮の入居者を含む) → 家族といっしょに、一戸建やアパート・マンションに住んでいる場合や
一人で一戸建やアパート・マンションに住んでいる場合が該当します。
※ 会社や官公庁などの寄宿舍や独身寮に住んでいる場合も含めます。
- 学校の寮・寄宿舍
の学生・生徒 → 学校の学生寮や寄宿舍に住んでいる場合が該当します。
- 病院・療養所の
入院者 → 病院や療養所などに、すでに3か月以上入院している場合が該当します。
- 老人ホーム等の
社会施設の入所者 → 老人ホームや児童福祉施設などに3か月以上入所している場合や
3か月以上入所することになっている場合が該当します。
- その他 → 建設従業者宿舍や簡易宿泊所などに住む単身者や定まった住居を
持たない単身者、陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員
など、他のいずれの区分にもあてはまらない場合が該当します。

2 世帯員の数

- ふだん住んでいる人全員の人数を書いてください。調査票の世帯員の欄に記入する人数と一致します。
(「ふだん住んでいる人」の範囲については、2ページの説明を参考にしてください。)
- 男又は女の世帯員がいない場合は、必ず「0」を記入してください。

2 世帯員の数	総数	男	女
・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください	0 0 1 人	0 0 1 人	0 0 0 人

- 世帯員が5人以上の場合には、1枚目に世帯全員の人数を書いてください。
※ 追加の調査票が必要な場合は、お住まいの市区町村にご連絡ください。

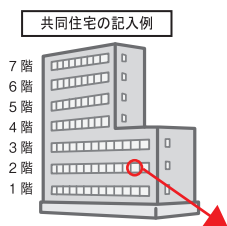
3 住居の種類

- 持ち家 → 所有している住宅。登記が済んでいない場合や、住宅ローンなどの支払いが完了していない場合も含めます。
- 都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅 → 都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅。ただし、「給与住宅」の場合は含めません。
- 給与住宅（社宅・公務員住宅など） → 勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は借りている住宅に住んでいる場合。勤め先の会社などが借り上げている一般のアパートに住んでいる場合も含めます。
- 住宅に間借り → 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部を借りている場合。ただし、その借りている部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「民営の賃貸住宅」とします。
- 会社等の独身寮・寄宿舎 → 会社・官公庁・団体などが単身の職員・従業員の居住のために所有又は借りている建物。ただし、名称が「〇〇独身寮」であっても、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「給与住宅」とします。
- その他 → 旅館・ホテル、病院、老人ホーム、学校、学生寮、会社、工場、事務所、簡易宿泊所など、住宅でない建物。ただし、居住部分が下の①、②の両方にあてはまる場合は、「持ち家」、「民営の賃貸住宅」、「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」、「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」、「給与住宅」のいずれかとします。

- ①他の世帯の居住部分と完全に仕切られていること
 ②あなたの世帯の専用の出入口・炊事用流し（台所）・トイレがあること（他の世帯と共用でも、その世帯の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。）

4 住宅の建て方

- 一戸建 → 一つの建物で一つの住宅になるものが該当します。店舗併用住宅でも、その建物全体が一つの住宅であれば「一戸建」に含めます。
- 共同住宅（アパート・マンションなど） → アパートやマンションのように、1棟の建物の中に二つ以上の住宅があり、廊下や階段を共通にしたり、住宅を重ねて建てたものが該当します。
1階が店舗で2階以上が住宅になっている建物も含めます。

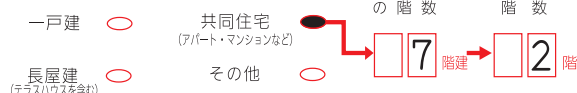


（注）「共同住宅」の場合、「建物全体の階数」と「住んでいる階数」についても記入します。

※ 地下のある「共同住宅」の場合、「建物全体の階数」には、地上の階数を記入してください。

※ 住宅のある階数が地下の場合、「住んでいる階数」は、便宜上、1階とします。

4 住宅の建て方



- 長屋建（テラスハウスを含む） → いわゆる長屋やテラスハウスのように、住宅の壁を共通にして、二つ以上の住宅を横に建て連ねたもので、それぞれ別々に外部への出入口を持っているものが該当します。
- その他 → 工場や事務所などの中に住宅がある場合など、他のいずれの区分にもあてはまらない場合が該当します。

5 氏名及び男女の別

- 令和7年10月1日午前零時までに生まれた新生児で、まだ名前を付けていない場合は、「氏名」欄に「命名 前」と書き、「男女の別」を記入してください。

6 世帯主との続き柄

- 世帯員のうち一人を「世帯主又は代表者」とします。
- 他の世帯員は、「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄を記入してください。
 他の親族 ➡ 曾祖父母、ひまご、おじ・おば、おい・めい、いとこや親せきの子弟（それぞれの配偶者を含む。）など
 その他 ➡ 友人の子どもを預かっている場合やホームステイをしている人など、親族以外の同居人（住み込みの雇人を除く。）
- 学校の学生寮・寄宿舎の学生・生徒は、棟ごとに一つの世帯とします。
 棟ごとに、一人を「世帯主又は代表者」とし、他の人は「その他」とします。

10 現在の場所に住んでいる期間

- 現在の場所に住み始めてから、転勤、単身赴任、旅行、出張、出かせぎなどのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所へ戻ってきてからの期間について記入してください。

11 5年前(令和2年10月1日)には どこに住んでいましたか

- 令和2年10月1日に住んでいたところが、「他の区・市町村」の場合のみ、その場所を書いてください。
 東京都区部又は政令指定都市の場合には、必ず区の名称まで書いてください。
- 令和2年10月1日より後に生まれた人については、出生後にふだん住んでいた場所を記入してください。
 ※ 令和7年10月1日（調査日）に、まだ病院にいる新生児については、病院を退院してからふだん住むことになっている場所を記入してください。
- 東京都区部内又は政令指定都市内で、5年前に住んでいた区から別の区に転居した場合は、「他の区・市町村」とします。
- 市町村合併などにより、5年前に住んでいた市区町村の名称が変わっている場合は、現在の市区町村の名称を書いてください。
 ※ 現在の市区町村の名称がわからない場合は、当時の名称を書いてください。

12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか

- 家事などのほか仕事 ➡ 主に家事などをしていて、そのかわり、たとえばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合
- 通学のかたわら仕事 ➡ 主に通学していて、そのかわり、たとえばアルバイトなど、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合

※ 家族の人が自家営業を手伝った場合は、無給であっても「主に仕事」、「家事などのほか仕事」又は「通学のかたわら仕事」のいずれかに記入します。

- 仕事を休んでいた ➡ 勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでも、給料や賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてからまだ30日にならない場合
- 仕事を探していた ➡ 仕事がなく、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込んだり、新聞などの求人広告を見て応募したり、他の人に仕事の紹介を依頼するなど、積極的に仕事を探していた場合
 ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限りします。
- 通学 ➡ 料理教室、教養講座、英会話塾などに、週に1、2回程度通っている場合は含めません。
 （幼稚園、保育所又は認定こども園に通っている場合は「その他」とします。）
- その他（幼児や高齢など） ➡ 他のいずれの区分にもあてはまらない場合

※ 民生委員、保護司、PTA役員やボランティア活動をしている人など収入を伴わない仕事のみをしている人は、「少しも仕事をしなかった人」に含めて、あてはまるいずれかに記入します。

13 従業地又は通学地

- 仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入してください。
- 次のような人は、それぞれに示す場所を従業地とします。
 - 自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている人 ➡ 自宅
 - 自営の大工や行商従事者など ➡ 自宅
 - 雇われて戸外で仕事をしている人（外勤の職員、運転手など） ➡ 配属されている営業所などのある市区町村
 - 船に乗り組んでいる人 ➡ その船が主な根拠地としている港のある市区町村
- テレワークを実施している人は、それぞれに示す場所を従業地とします。
 - ふだん通勤をしているが、令和7年9月24日から30日までの1週間はテレワークをしていた場合 ➡ 会社の所在地
 - ふだんテレワークをしているが、令和7年9月24日から30日までの1週間は通勤していた場合 ➡ 自宅
 - ふだんから通勤とテレワークの日が混在している場合 ➡ 令和7年9月24日から30日までの1週間で日数の多い方
- 東京都区部内又は政令指定都市内で、住んでいる区とは別の区に通勤・通学している場合は、「他の区・市町村」とします。

14 勤めか自営かの別

- 雇われている人 ➡ 会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人をいい、勤め先での呼ばれ方によって、次のあてはまる区分に記入してください。
 - 正規の職員・従業員 ➡ 一般職員や正社員など（知事、市町村長や議会議員も含めます。）
 - 労働者派遣事業所の派遣社員 ➡ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている場合（労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。）
- ※ 次の場合は、「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしません。
 - 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向
 - デパートの派遣店員など（このような人は、派遣元の事業所における呼称によって記入します。）
 - 労働者派遣法で適用外の業務（港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。ただし、紹介予定派遣による労働者派遣を除く。））
- パート・アルバイト・その他 ➡ 契約社員・嘱託なども含めます。
- 会社などの役員 ➡ 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員（部長、課長などのいわゆる管理職や執行役員は、取締役や理事などの役員になっていなければ「雇われている人」とします。）
- 自営業主 ➡ 個人経営の店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者など（商店などの経営者で、その商店などが会社組織（株式（有限も含む。）・合資・合名・合同会社）の場合は、「会社などの役員」とします。）
 - 雇人あり ➡ 従業員を雇っている場合
 - 雇人なし ➡ 従業員を雇っていない場合
- 家族従業者 ➡ 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内の賃仕事（内職） ➡ 材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人で行っている場合

国勢調査では、皆様の勤め先の事業を約260種類の「産業」に、仕事を約230種類の「職業」に分類して集計しています。「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」と「16 本人の仕事の内容」は、これらの分類を正確に行うために記入いただいているものであり、そのまま集計されるものではありません。

15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容

勤め先・業主などの名称

- 本人が仕事をしている事業所（本社・本店、支社・支店、営業所、工場、商店など）の名称を書いてください。
- 支社・支店・営業所などで仕事をしている人は、会社名だけでなく、実際に仕事をしている支社・支店・営業所などの名称まで書いてください。
- 二つ以上の事務所・工場・店などで仕事をしている人は、主に仕事をしている事業所（仕事をした時間が最も長いもの）の名称を書いてください。
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の名称を書いてください。（➡ 書き方の例は15ページ）
- 事業所の名称には、法人の種類（株式会社なら「(株)」など）を含めて書いてください。

事業の内容

- その事業所で、主に営まれている事業の内容を書いてください。
- 主な製品・商品やサービスの種類、製造か修理かの別、卸売か小売かの別がわかるように、《事業と仕事の書き方の例（11～15ページ）》を参考にして書いてください。
- その事業所で2種類以上の異なった事業を行っている場合は、主な事業の内容を一つだけ書いてください。
- 主に管理業務を行っている本社などの場合は、管理している全事業所を通じて、主な事業の内容を書いてください。
- 製造した商品をその場で一般の消費者に小売している場合は、「〇〇の製造小売」と書いてください。
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の事業の内容を書いてください。（➡ 書き方の例は15ページ）

16 本人の仕事の内容

- その事業所で、本人が実際にしている主な仕事の内容を、《事業と仕事の書き方の例（11～15ページ）》を参考にして書いてください。
- 仕事の内容を言い表す職名がある場合は、たとえば「教諭」、「保育士」、「看護師」、「消防士」などと、その職名を書いてください。
- その事業所で、二つ以上の種類の異なった仕事をしている人は、主な仕事（仕事をした時間が最も長いもの）の内容を一つだけ書いてください。
- ※ 経営・販売などの仕事のほか、調理・製造・修理などの技術的・技能的な仕事もしている人は、技術的・技能的な仕事を書いてください。

〔 例 靴の修理と小売 ➡ 靴の修理	病院の経営と内科の診療 ➡ 内科医師
薬の調剤と小売 ➡ 薬剤師	食堂の経営と調理 ➡ 調理
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を書いてください。（➡ 書き方の例は15ページ）

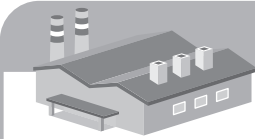
※ 15欄と16欄の記入内容が18文字を超える場合は、点線の枠にとらわれずに書いてください。

正しい書き方の例	間違った書き方の例
勤め先・業主などの名称 (株) エレック トロニック工業 業 若松 営業所	勤め先・業主などの名称 (株) エレック トロニック工業 業
事業の内容 エアコン 卸売 業	事業の内容 卸売 業
本人の仕事の内容 エアコンの 営 業	本人の仕事の内容 営 業

支社・支店・営業所などで仕事をしている人は、会社名だけでなく、実際に仕事をしている支社・支店・営業所などの名称まで書いてください。

事業と仕事の書き方の例 (11～15ページ)

会社の支社・支店・営業所など



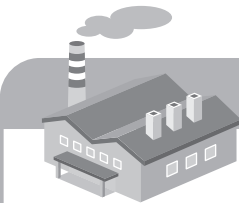
15 勤め先・業主
などの名称
及び事業の
内容

16 本人の仕事の内容

本 社	支 社	支 店	営 業 所	工 場
名称 日製電気(株)本社 事業 家庭用電化製品の 製造卸売	名称 日製電気(株) 神戸支社 事業 テレビ等の液晶機器の 製造卸売	名称 日製電気(株) 仙台支店 事業 電気食器洗浄機の 卸売	名称 日製電気(株) 戸山営業所 事業 電気掃除機の卸売	名称 日製電気(株) 埼玉工場 事業 家庭用エアコンの製造
経理担当	電子機器の設計	食器洗浄機の営業	在庫管理業務	回路設計技術者

“名称”には会社名だけではなく、支社・支店・営業所などの名称まで書いてください。
また、“事業”には「〇〇の卸売」などと、その事業所の事業の内容がわかるように書いてください。

会社の工場など



15 勤め先・業主
などの名称
及び事業の
内容

16 本人の仕事の内容

工 場 な ど				受託生産
名称 田村化成(株)大阪 工場 事業 プラスチック製のカメラ ボディの製造	名称 鈴木製作所(株) 事業 食品加工用の機械 製造業	名称 (株)河田ボルト工業 事業 ボルト製造	名称 (株)新治ハム 事業 ハム製造業	名称 成田メガネファク トリー 事業 メガネフレームの 受託生産
デジタルカメラボディの 成型加工	旋盤による金属加工	製造設備の制御・ 監視	肉系巻き工	注文取り

製品や取扱品の種類・材料・用途などが
わかるように書いてください。

何を製造しているか、何に携わっているかがわかるように書いてください。また、
金属加工を行っている場合は、どのような加工を行っているのかがわかるように
書いてください。

商店など



15 勤め先・業主
などの名称
及び事業の
内容

16 本人の仕事の内容

卸 売	小 売			
名称 浅田商店 事業 菓子卸売	名称 木村書店 事業 書籍の小売	名称 Linen 新宿店 事業 婦人服の小売	名称 スーパーやまき 事業 各種食料品小売業	名称 コンビニDマート 西町店 事業 コンビニエンスストア
会計帳簿の記入 整理	書店の経営	販売店員	商品の品出し	レジ係

“事務”の場合は、事務の内容が
わかるように書いてください。

商品の種類、“卸売”か“小売”かの別が
わかるように書いてください。

商店・通信販売など



15 勤め先・業主
などの名称
及び事業の
内容

16 本人の仕事の内容

小 売	製造小売	製造直販	通信販売
名称 つばさ薬局 事業 薬局	名称 平成ドラッグ若松町店 事業 ドラッグストア	名称 遠州屋 事業 豆腐の製造小売	名称 ローラ製菓 事業 餅菓子を製造し、 通信販売で小売
薬剤師	一般用医薬品の 登録販売員	豆腐の製造	餅菓子の製造
			Classic fan 中古レコードの通信 販売
			商品仕入事務員

商品を製造し、その場で販売している場合は、
「〇〇の製造小売」と書いてください。

通信販売の場合は、自社で製造した商品が仕入れた
商品がわかるように書いてください。

会社の関連施設

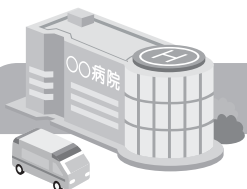


	独身寮	保養所	研修施設	自家用倉庫	研究所
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 本岡鉄工(株) 事業 平独身寮	名称 いくた汽船(株) 事業 伊豆荘	名称 和光商事(株) 事業 板橋研修センター	名称 石上製粉(株) 事業 高田配送センター	名称 井上製薬(株) 事業 製薬研究所
16 本人の仕事の内容	寮の管理員	食事の調理	研修内容の企画	フォークリフト運転手	医薬品の研究開発 医薬品の研究員

会社の関連施設は、“名称”に「〇〇寮」、「〇〇研修センター」、「〇〇配送センター」、「〇〇研修所」など書いてください。また、“事業”に「独身寮」、「自家用倉庫」などと事業の内容がわかるように書いてください。

研究所は、製薬会社の工場内にあるのか、工場とは別の場所にあるのかのわかるように書いてください。工場内にある研究所の場合は、「井上製薬(株)〇〇工場 製薬研究所」などと工場名も書いてください。

医療・子育て支援施設など



15 勤め先・業主・事業主の 名称及び事業の内容	名称	山田病院	新宿戸山歯科医院	訪問看護ステーション ももかわ	めぐみ保育園	のびのびこども園 幼保連携型認定 こども園
	事業	病院	歯科診療所	訪問看護業	保育所	
16 本人の仕事の内容		看護助手	歯科医師	看護師	保育士	保育教諭

「医師」、「看護師」、「保育士」などの職名をもつ人は、その職名を書いてください。

認定こども園の場合、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の類型があり、その類型がわかるように書いてください。

介護・福祉施設など



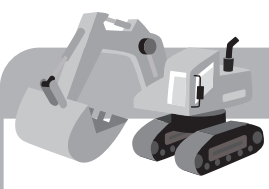
15 勤め先・業主などの 名称及び事業の内容	名称	社会福祉法人ケア センター長野	デイサービスさつ き苑	すこやかホーム	たんぽぽの里	ゆたか作業所
	事業	高齢者宅を訪問して、食事・ 入浴等の介護を行う	老人デイサービス センター	特別養護老人ホーム	児童養護施設	障がい者の就労継続 支援事業所（日型）
16 本人の仕事の内容		訪問介護員（ホーム ヘルパー）	介護職員	介護福祉士	児童指導員	エプロンの縫製

訪問介護が、施設での介護がわかるように書いてください。

福祉施設の場合は、老人福祉、児童福祉などの別がわかるように書いてください。

障がい者の就労継続支援事業所などで作業をしている場合は、作業の内容と施設の種類の(A型・B型の別)がわかるように書いてください。なお、B型の場合は、「14 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」は、「自営業主 雇人なし」とします。

鉱業・建設業など



15 勤め先・業主・業 主の事業の名称 及び内容	名称	橋本興業(株)	かぶと電気(株)	加藤工務店	奥山土建	インテリア富士
	事業	砂利採取	電気工事	木造住宅建築請負	土木工事	住宅内装工事
16 本人の仕事の内容		ショベルカーの運転	屋内の電気の配線	大工	アスファルト舗装工	クロス張り

工事や仕事の内容がわかるように書いてください。

サービス業など

	修 理 業	ク リ ー ニ ン グ	ビ ル サービス	ハウスクリーニング	警 備 業
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	(株)大井工業 自動車整備 板金塗装	若松クリーニング クリーニング取次店 洗濯物の取次ぎ	田中ビルサービス(株) ビル清掃業 ビルの清掃	ハウスキープ Clean 個人家庭のハウスクリーニング 換気扇の掃除	矢島警備保障(株) 警備業 警備員
16 本人の仕事の内容					

修理しているものの種類がわかるように書いてください。

取次ぎをしている店の場合は、“取次店”であることを書いてください。

事業所に行くものか、個人家庭に行くものかがわかるように書いてください。

サービス業など

	療 術 業	エステティック業	リラクゼーション業	コールセンター	娯楽施設
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	健康堂 リフレクソロジー 足裏健康療術	ビューティー(K) RAR) エステティック業 エステティシャン	癒やし処りらくす リラクゼーション業(手技を用いるもので医業類似行為を除く) 心身の緊張をほぐすための施術	センサスホットライン(株) コールセンター 電話オペレーター	大山レジャーランド 遊園地 ジェットコースターの操作
16 本人の仕事の内容					

サービスの種類や内容がわかるように書いてください。

飲食店・飲食サービス・宿泊業など

	飲食店・飲食サービス			ホテル・旅館	
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	日之出弁当 客の注文に応じて、弁当を調理して販売 日本そば屋 喫茶店	手打ちそば杵屋 調理 ウエイトレス	カフェひといき ウエイトレス	新沖縄リゾートホテル ホテル 宴会部門営業担当	ゆとりろの宿 旅館業 フロント受付係
16 本人の仕事の内容					

客の注文に応じた調理か、見込みでの製造かがわかるように書いてください。

「中華料理店」、「居酒屋」、「日本そば屋」などと、飲食店の種類がわかるように書いてください。

運輸・郵政など

	運 輸	運輸サービス	郵 政		
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	南西電鉄(株) 荒瀬駅 鉄道業 駅務員	トヤマ運輸(株) 宅配便 宅配便運転手	谷口運輸サービス(株) 貨物の取次ぎ 貨物取扱事務	日本郵便(株) 大東京郵便局 郵便業 郵便物の集配	日本郵便(株) 大東京第二郵便局 郵便・銀行・保険窓口業務 貯金取扱窓口事務
16 本人の仕事の内容					

所属する駅・機関区・営業所などの名称まで書いてください。

日本郵政グループの場合は、「日本郵政株式会社」、「日本郵便株式会社」、「株式会社ゆうちょ銀行」、「株式会社かんぽ生命保険」の別がわかるように書いてください。



弁護士・著述家など

	弁護士	税理士	獣医業	著述業	設計事務所
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 弁護士法人若松法律事務所 事業 法律事務所	山田重雄税理士事務所 税理士事務所	坂上ペットクリニック ペット診療 診療助手	ねりまただし 著述家 シナリオライター	本間設計事務所 建物の設計 建築士
16 本人の仕事の内容	弁護士	税理士			

法人組織の場合は、「名称」に「弁護士法人〇〇」と書いてください。
この場合、「14 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」は、「雇われている人」又は「会社などの役員」とします。

“名称”はペンネームでもかまいません。



情報通信・情報サービス・映像・音声・文字情報制作など

	情報通信・情報サービス	インターネットサービス	映像制作
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 @To-kei 事業 インターネットサービスプロバイダ	ネット市場 ショッピングサイトの運営	Happy planning ウェディングビデオ撮影
16 本人の仕事の内容	システム保守技術者	企画事務員	ビデオ編集

何に対する技術者かわかるように書いてください。

ショッピングサイトの運営か、そこに店出しているインターネットショップなのかわかるように書いてください。



協同組合・公社など

	協同組合	公社	事業団	独立行政法人
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 山川農業協同組合 事業 信用・販売・購買・技術指導	港南漁業協同組合水産加工工場 かまぼこ製造業	埼玉県下水道公社 下水処理場の維持管理 人事・給与に関する事務	日本下水道事業団東海総合事務所 下水道施設の設計
16 本人の仕事の内容	営農指導員	かまぼこの成形	土木技師	貨幣製造業 貨幣の検査

協同組合で、信用事業又は共済事業を行っている場合は、「信用」又は「共済」と書いてください。また、他の事業も行っている場合は、「販売」、「購買」、「経営・技術指導」などと、その事業についても書いてください。

出先又は支所の事業所の場合は、「名称」に「〇〇工場」、「〇〇事務所」などを書いてください。

事業の内容がわかるように書いてください。



官公庁

	官公庁
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 国土交通省東北地方整備局総務部会計課 福井警察署交通課 仙台市都市整備局公共建築部設備課 川口市教育委員会前川学校給食センター 広島市水道局施設部水質管理課
16 本人の仕事の内容	国家事務 都道府県事務 市区町村事務 学校給食 水道事業

所属する局部課や出張所などの名称まで書いてください。

“事務”の場合は、事務の内容がわかるように書いてください。

「警察官」、「自衛官」、「海上保安官」、「消防士」の職名をもつ人は、その職名を書いてください。

官公庁のうち、水道・電気・自動車運送事業などを行う部署や、給食センター、病院、建設事務所などの出先の事業所は、その部署や事業所で行っている事業の内容を書いてください。

学校・教育支援・宗教など



15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	学 校		教育支援		宗 教
	名称	事業	名称	事業	名称
16 本人の仕事の内容	大川学園高等部	中央電子専門学校	統数ゼミナール	荒井ピアノ教室	宗教法人統計院
	高等学校	専修学校	学習塾	子どもにピアノを教える	寺院
	教諭	講師	中学校教科の学習指導	ピアノの教師	住職

専修学校、各種学校の場合は、それがわかるように書いてください。 学校教育以外の場合は、何を教えているのかわかるように書いてください。

農業・漁業など



15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	農 業		農業サービス	林 業	漁 業
	名称	事業	名称	事業	名称
16 本人の仕事の内容	小林 忠	佐々木ファーム	中島町農作業センター	大山生産森林組合	鈴本漁業
	野菜の生産	酪農業	農作業の請負	育林	遠洋漁業
	野菜の栽培	牛の飼育	稲作作業	山林の手入れ	まぐろ船甲板長

会社名や“通称”などがなければ、事業主の氏名を書いてください。

不動産・物品賃貸業など



15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	不動産業			物品賃貸業	
	名称	事業	名称	名称	事業
16 本人の仕事の内容	山本不動産	住築ホーム(株)	(株)大竹コーポレーション	ベネックビデオ	(株)小林建機
	土地・家屋の仲介	木造戸建て住宅販売	不動産管理業	DVD・ビデオのレンタル	建設機械レンタル
	アパートの仲介	不動産営業部員	オフィスの管理員	貸出受付	クレーンオペレーター

「不動産取引業」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」などと事業の内容がわかるように書いてください。

賃貸している物品の種類がわかるように書いてください。

金融・保険業など



15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	金 融 業			保 険 業	
	名称	事業	名称	名称	事業
16 本人の仕事の内容	みずほ銀行	よつばビジネスサービス(株)	ACカードサービス(株)	平成昭和生命	ふたば自動車ネット損保
	銀行業	銀行事務請負業	クレジットカード発行	生命保険業	損害保険業
	銀行の貸付事務	銀行窓口の事務	会員カードの勧誘	保険外交員	情報システム設計

事業と仕事の記入のしかた・書き方の例

労働者派遣事業所の派遣社員の方や、業務請負、内職などの方は、以下のように書いてください

15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	派遣社員	業務請負	家庭内職
	名称	名称	名称
16 本人の仕事の内容	安藤工業(株)	福田 登	伊沢 ユウ
	自動車エンジン製造	若松ガス(株)から検針を請負	衣服の仕上げ
	組立ライン作業員	ガスメーターの検針	糸切り

労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の“名称”及び“事業”を書いてください。なお、「14 勤めか自営かの別」は、“労働者派遣事業所の派遣社員”とします。

委託されて、検針、集金の仕事をしている人は、“名称”に本人の氏名を書いてください。

シルバー人材センター、高齢者事業団から仕事の紹介を受けている人は、“名称”に本人の氏名を書いてください。なお、「14 勤めか自営かの別」は、“自営業主 雇人なし”とします。

“名称”に本人の氏名を書いてください。

国勢調査の調査項目は 次のように利用されています

男女の別、出生の年月

人口に関する最も基本的な項目で、男女・年齢別人口などの統計が作成され、少子高齢化が進行している我が国の人口構造の分析や将来人口の推計に利用されます。

従業地又は通学地

この項目を用いて、通勤・通学による人口の動きや、市区町村の昼間人口などを明らかにする統計が作成され、交通網の整備などの交通対策、都市計画などに利用されます。

世帯主との続柄、配偶者の有無

これらの項目を用いて、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯構成に関する統計が作成され、福祉行政などの施策に利用されます。

1週間に仕事をしましたか、勤めか 自営かの別

これらの項目を用いて、就業状態に関する統計を作成することにより、経済活動の実態が全国及び地域別に明らかになり、雇用・失業政策などに利用されます。

勤め先・業主などの名称及び事業の内容、本人の仕事の内容

これらの項目から「産業」と「職業」についての統計が作成され、就労支援など、雇用の安定や地域の活性化を図るための各種施策に欠くことのできないデータとして活用されます。

国勢調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査にご注意ください



- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。
また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
不審に思った際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
- 調査員は、その身分を証明する『国勢調査員証』を携帯しています。
※ 一部の地域では、調査員業務を「建物を管理する事業者等」に委託しており、『国勢調査業務委託証明書』を携帯しています。

国勢調査は回答の義務があります

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）
第2条（略）
4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
一 第5条第1項に規定する国勢統計
6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
（国勢統計）
第5条（略）
2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。
ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

（報告義務）
第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に報告を求めることができる。
2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
（罰則）
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）